

杉並区立杉並第七小学校「いじめ防止基本方針」(平成29年9月改訂・平成26年9月策定)

杉並区立杉並第七小学校長 齋藤 瑞穂

本方針は、人権尊重の理念といじめ防止対策推進法の規定に基づき、杉並第七小学校のすべての児童が安心して楽しく学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的として策定する。

1. いじめ防止に向けての基本方針

(1)「いじめ」の定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」を言う。(いじめ防止対策推進法第2条)

(2)いじめ防止に向けての基本姿勢

①軽微ないじめも見逃さない

いじめの認知件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、軽微ないじめも見逃さずに、的確に認知していく。

②教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

教職員は、「いじめ防止対策委員会」(管理職、主幹教諭、生活指導主任、担任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネータ、スクールカウンセラー等からなる)への報告・連絡を欠かさずに行い、組織的にその状況を確認し、適切な役割分担によって対応する。

③相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備し、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築く。

④子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする

子供たち自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、いじめの解決に向けて、話し合い、行動できるように、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

⑤保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

保護者に対して、いじめはどの学校どの子供にも起こりうる問題であることを説明するとともに、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応する。

⑥社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめを迅速かつ的確に解決するため、いじめ対応マニュアル(区)を活用し、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して対応する。

2. いじめ防止等の具体的な取組

(1) いじめの未然防止

「いじめが発生してから対応する(事故対応)のではなく、「いじめを生まない、許さない学校・学級風土を作る(未然防止)」ことが必要である。すべての児童に健全な社会性を育み、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させなければならない。

①学級経営の充実...互いの良さを見つけたり考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊心を育む

②わかる授業づくり...児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

③道徳教育・人権教育の充実...「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように教育活動全体を通じて指導する。

④体験活動の充実...他者とかかわり、コミュニケーション能力を培う体験活動を計画的に実施する。

⑤ネット上のいじめに対する対策...児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

①いじめアンケート調査の活用...年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

②教育相談の実施...定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。5年生は全員面接をする。

③日常的な観察...複数の教職員による観察、情報交換。児童の作品や持ち物、言葉遣いや行動の観察等を情報共有する。

(3) いじめの早期対応

①いじめを察知したら、直ちに管理職に報告する。これを受け、校長は速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集する。

②いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し対応を協議する。いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。併せて済美教育センター教育 SAT に報告し、教育委員会と連携していじめ等の解消・事態の改善に向けて取り組む。

③校長は、必要があると認めるときは、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

④犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会、警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. 重大事態への対処

(1)重大事態が発生した場合には、事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査に協力する。

(2) いじめられた児童及びいじめの実態を報告してくれた児童の安全・安心を確保するため、組織的な取組を徹底する。

(3) 保護者や地域、学校支援本部や学校評議員会等の諸団体、関係機関と連携し、いじめ問題の迅速かつ的確な解決を図る。